

# 剣道六段審査会（京都）要項

## 1. 期 日

- (1) 令和4年4月29日（祝）
- (2) 受付開始・終了および審査開始時刻
  - ア. 49歳以下（49歳含む）  
受付時間 午前9時～午前9時30分まで  
審査開始 午前10時（予定）
  - イ. 50歳以上（50歳含む）  
受付時間 午後12時30分～午後1時まで  
審査開始 49歳以下実技審査終了後

※ 受付終了後は、審査の進行上、一切受けません。必ず時間を厳守して下さい。また、午前・午後の受審者は入替えて入館しますので、受付時間に合わせて来場して下さい。

## 2. 会 場

京都市体育館  
（京都市右京区西京極新明町1） 電話 075-315-3741

## 3. 主 催

公益財団法人 全日本剣道連盟

## 4. 審査方法

全日本剣道連盟 剣道称号・段級位審査規則・細則ならびに剣道称号・段位審査実施要領による。

## 5. 審査科目

- (1) 実 技  
※実技審査においては面マスクおよびシールドを着用して下さい。
- (2) 日本剣道形（実技審査合格者のみ）  
※日本剣道形審査においては面マスク等を着用して下さい。  
使用する木刀は全剣連で準備します。

## 6. 受審資格

平成29年4月30日以前に五段を取得した者。

## 7. 年齢基準

審査日の当日（4月29日）とする。

## 8. 申 込 み

- (1) 申込方法 各加盟団体会長は、受審者を一括して本連盟会長宛に申込みこと。  
なお、個人直接の申込みは受理しない。
- (2) 申込締切 **令和4年3月9日（水）**
- (3) 申 込 先 〒168-0073 杉並区下高井戸 1-3-14 ハイム MYM201  
杉並区剣道連盟
- (4) 申 込 書 ア. 別添所定用紙による。  
イ. 五段位の取得年月日・生年月日は正確に記入すること。  
(記載のない場合または虚偽の場合は受審を認めない)
- (5) 各加盟団体は受審申込者に受付時刻を周知徹底してください。

## 9. 審査料

1人14,000円

## 10. 合格発表

審査終了後、受審番号により合格者を発表する。後日、合格者決定通知と証書を合格者の各都道府県剣道連盟に送付するとともに全剣連月刊「剣窓」6月号および全剣連ホームページ (<https://www.kendo.or.jp/>) に合格者の氏名を掲載する。

## 11. 安全管理

受審者は、各自十分健康管理に留意し本審査会に参加すること。また、受審者は、健康保険証を持参のこと。高齢の受審者については、特に留意のこと。

主催者において、審査実施中、傷害発生の場合は、医師または看護師により応急処置を講じ、病院等で治療を受けられるよう手配する。この場合、当日の治療費(手術、入院費は含まない)は主催者が負担する。なお、主催者は、審査中の受審者の事故に対し(審査会場への往復途上を含む)、傷害保険に加入する。

新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、全日本剣道連盟のガイドラインを遵守すること(全剣連ホームページ参照)。

## 12. 個人情報保護法への対応

(以下を申込者に周知してください。)

申込書に記載される個人情報(登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等)は全日本剣道連盟および東京都剣道連盟が実施する本審査会運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体(掲示用紙、ホームページ、剣窓等)に公表することがある。更に、剣道の普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

## 13. 注意事項

- (1) 本審査会には、5月15日(日)愛知県で実施される剣道六段審査会の受審者は、受審出来ない。
- (2) 受審者は、各加盟団体に、本人の申込み受理の確認を審査会前日までに行い、参加すること。
- (3) 審査会場に、車での来場は一切禁止する。
- (4) 日本剣道形審査に不合格となった受審者は、再受審が認められる。  
(ただし、当日日本剣道形を受審しない者の再受審は認めない)  
なお、本審査日より1年経過後は、再受審は無効となるので、留意すること。

**※ 本審査会は、審査運営関係者および受審者のみとし、見学者は一切お断りします。受審者は、受付時間に来場し、審査が終了し合格発表後会場から退出して下さい。**

**※ 本審査会では、入場時体温測定を実施し37.5度以上ある方は受審できません。受審者は、必ずマスクを着用してください。**

**受審者は、入場時「確認票」を提出して下さい。**

**※ 「確認票」がない場合は入館できません。**

## 14. その他

審査参加料払込後の返金については、4月22日(金)午後5時までに加盟団体を通じて理由を付した書面(FAX可)を東京都剣道連盟あてに提出すること。

なお、返金額は本連盟の手数料7,019円、全剣連の手数料2,200円を差し引いて4,400円を後日、加盟団体へ返金する。

また、剣道六段会場変更(京都府・愛知県)については4月15日(金)午後5時までに加盟団体を通じて理由を付した書面(FAX可)を東京都剣道連盟あてに提出すること。